

育児休業手当金と介護休業手当金の 給付上限額(日額)が引き上げられました

2015年
8月1日から

育児休業手当金と介護休業手当金の給付日額には、給付上限額が設けられています。この上限額が2015年8月1日から次のとおり引き上げられました。



■育児休業手当金の給付上限額(日額)

支給率	変更前	変更後
67/100の期間	12,973円	12,982円
50/100の期間	9,681円	9,688円

育児休業手当金 = 給付日額 × 育児休業日数

給付日額 = 給料月額 ÷ 22 × 支給率(67/100又は50/100) × 1.25

※支給率67/100の期間については、育児休業開始時から180日に達するまでの期間となります。

■介護休業手当金の給付上限額(日額)

変更前	変更後
7,745円	7,750円

介護休業手当金 = 給付日額 × 介護休業日数

給付日額 = 給料月額 ÷ 22 × 40/100 × 1.25

標準報酬制へ移行する2015年10月以降の給付日額の計算方法は、それぞれ以下のとおり変更となります。

- ・育児休業手当金の給付日額 標準報酬の月額 ÷ 22 × 支給率(67/100又は50/100)
- ・介護休業手当金の給付日額 標準報酬の月額 ÷ 22 × 40/100

〈お問合せ先〉 保険課 TEL082-545-8777